



京 都 市 文 化 市 民 局
 (担 当 消 費 生 活 総 合 セ ン タ ー)
 (T E L 2 5 6 - 1 1 1 0)

京都民事調停協会との共催による
民事調停委員による「無料相談会」の実施について

京都市及び京都民事調停協会では、金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルについて、下記のとおり、民事調停委員による「無料相談会」を実施しますので、お知らせします。

記

1 日 時	開 催 日 時
令和2年5月13日(水)	相談時間 午後1時30分～午後3時30分 受付時間 午後1時30分～午後3時
令和2年9月9日(水)	
令和3年1月13日(水)	
令和3年3月10日(水)	

※1組当たり30分程度。

2 会 場 京都市消費生活総合センター
 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
 (地下鉄烏丸御池駅下車3-1, 3-2出口すぐ)
 ※駐輪場, 駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。

3 相談内容 金銭貸借, 売買代金の支払い, 交通事故の損害, 近隣関係,
建物の明渡し等に関するトラブル, 民事調停の手續等
 ※離婚・相続等の家庭内紛争は除く。

4 費 用 無 料

5 申込方法 当日受付 (先着12組)

6 問合せ先 文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
 電話 256-1110

民事調停制度は、日常生活で抱えるトラブルでお困りの方に、民事調停委員が当事者双方から実情をお聴きし、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。